

一宮市食品衛生監視指導計画（案）概要版

1. 趣旨

食品衛生上の危害発生を未然に防止し、食の安全を確保するため、食品衛生法の規定に基づき策定する。

2. 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3. 監視指導の実施体制について

- ① 厚生労働省、消費者庁、都道府県（特に農林水産部局）等、関係機関との連携を図る。
- ② 食中毒発生時、広域的な対応が可能になるよう広域連携協議会へ参加する。
- ③ 食品等の試験検査が適切に実施できる体制を整備する。

4. 監視指導の実施に関する事項

- ① 関係法令に基づく監視指導を実施する。

【共通監視事項】

- ・ 人の健康を損なうおそれがないこと。
- ・ 食品添加物が適正に使用されていること。
- ・ 製造や保存に関する基準・成分規格が遵守されていること。
- ・ 食品表示法に基づく適正な表示がなされていること。
- ・ 異物の混入対策が行われていること。
- ・ 施設の構造・設備、衛生管理が法等の気分に適合していること。
- ・ 製造・加工段階の温度管理が適切であること。

【重点監視指導事項】

- ・ 製造、加工等をする施設の衛生管理の状況の確認、衛生管理計画や手順書が適正に作成できるように助言、指導を行う。
- ・ 病院、学校等の給食施設に大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく監視指導を行う。
- ・ 食品群毎の供給行程の各段階の区分に応じた必要事項に重点を置いた監視指導を行う。
- ・ 過去に食中毒、違反・苦情があった危険度の高い施設に重点を置いた監視指導を行う。

- ② 市内で生産、製造、加工を経て流通する食品を対象に収去検査を実施する。
- ③ 違反を発見した場合は、軽微な場合以外は文書で改善を指導し、必要に応じて行政処分を行い、事業者名等を公表する。
- ④ 食中毒が多発する夏期や食品流通量が増加する年末に、国の方針を踏まえた一斉取締りを実施する。
- ⑤ 食中毒が発生した場合、速やかな原因究明と健康危機管理対策を実施した後に公表し、悪質な場合は告発等の措置を講じる。また、指定成分含有食品による健康被害発生した場合、医師、

薬剤師等関係者と連携して対応すると共に、厚生労働大臣へ報告する。

⑥ 当該計画の実施状況については令和4年6月末までに公表する。

5. 食品等事業者自らが実施する衛生管理

- ① 食品衛生管理者、食品衛生責任者の設置を徹底し、事業者が意見を聞き、施設の衛生管理に努めるよう、意識の向上を図る。
- ② 食品事業者自らが実施する検査、原材料の安全性確認、記録の作成・保存の推進を図り、また講習会や市ウェブサイトによる情報提供を行う。
- ③ 食品事業者が講ずべき公衆衛生上の措置を適切に実施できるよう講習会等で普及啓発を図る。

6. 関係者相互間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）の実施

- ① 監視指導計画案を策定・変更するときは、市ウェブサイト等で市民から意見聴取する。
- ② 食品衛生行政についての情報を市民へ提供するため、随時、市ウェブサイトや市広報による情報公開を進めると共に、市民・食品関連事業者・市が理解し合い、食の信頼を確保するため、食の安全に関するリスクコミュニケーションに努める。
- ③ 家庭における食中毒発生を未然に防ぐため、正しい食品の取扱いに関する知識の普及啓発を図る。

7. 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

- ① 食品衛生監視員等の関係職員を国県等が実施する研修会等に派遣し、職員の資質の向上に努める。
- ② 食品衛生責任者講習会等を通じて食品衛生に関する情報提供に努め、食品事業者自らが行う食品安全に関する知識・技術を有する者の養成及び資質の向上を推進する。